

令和8年度野生鳥獣調査事業（ニホンジカ、イノシシの生息状況基礎データ収集業務） 業務委託仕様書

1 業務目的

鳥獣保護管理法第7条の2に基づき策定している第二種特定鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）管理計画について、計画的な管理を進めるため、これらの野生鳥獣の生息状況の基本的なデータの収集を実施する。

2 業務内容

(1) ニホンジカのデータ収集業務

① モニタリング調査

管理対策の実施に伴う生息状況等への影響を推定するため、次の調査を実施する。

ア 糞塊法調査

調査は、別途本県が選定する37区画において、その区画の状況を代表する箇所です約5kmの踏査を行い、糞塊の数を調査する。調査項目は糞塊の数、糞粒の数及び大きさとし、記録対象は光沢のある新しいもの（10日以内に排泄されたと思われる糞）に限定し、また、糞粒数が10粒以上あるものを糞塊とする。また、確認された糞塊数から、任意の計算式により生息数を推定する。

イ 捕獲実績調査

狩猟及び有害捕獲許可に基づく捕獲の記録や、出猟カレンダー等調査における目撃情報等について、本県鳥獣保護区位置図の5kmメッシュ毎に整理し、その動向等进行分析する。なお、出猟カレンダー等調査については、狩猟者等に本県が配布・回収した調査用紙（約4,000件）のデータ入力作業を含む。

② 調査結果の取りまとめ及び報告

各調査の結果や本県が提供する資料を基に、農林業被害や生息密度の推移、捕獲実績等について取りまとめ、また、その内容进行分析し、管理対策に伴う生息状況等への影響を推定する。また、管理の目標や被害防除対策等に関する課題等の意見を付して、報告書を取りまとめる。

(2) イノシシのデータ収集業務

① モニタリング調査

管理対策の実施に伴う生息状況等への影響を推定するため、捕獲実績調査を実施する。狩猟及び有害捕獲許可に基づく捕獲の記録や、出猟カレンダー等調査における目撃情報等について、本県鳥獣保護区位置図の5kmメッシュ毎に整理し、その動向等进行分析する。なお、出猟カレンダー等調査については、狩猟者等に本県が配布・回収した調査用紙（約4,000件）のデータ入力作業を含む。

② 調査結果の取りまとめ及び報告

各調査の結果や本県が提供する資料を基に、農林業等被害や生息密度の推移、捕獲実績等について取りまとめ、また、その内容进行分析し、管理対策に伴う生息状況等への影響を推定する。また、管理の目標や被害防除対策等に関する課題等の意見を付して、報告書を取りまとめる。

- (3) 収集したデータについては、別途本県が委託する生息数推定業務の受託者へのデータ提供等に協力すること。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月23日まで

4 委託限度額

5,058,900円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 成果品の提出

- (1) 委託業務が終了したときは、速やかに委託業務完了報告書を作成し、報告すること。
なお、委託業務完了報告書には、次の内容を含むものとする。
- ・ 事業概要
 - ・ 事業内容及び成果
 - ・ その他、必要と認める事項
- ※紙媒体及び電子データ（編集可能な形式とすること）
- (2) 委託業務に係る会計関係帳簿等を整備し、委託業務完了後5年間保存すること。

6 著作権等の扱い

- (1) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、本県が保有するものとする。
- (2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作権等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7 情報セキュリティの確保

- (1) 受託者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について担当課に書面で提出すること。
- (2) 受託者は、担当課から機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、請負業務において受託者が作成する情報については、担当課からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受託者は、岡山県情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき、又は受託者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて担当課の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受託者は、担当課から提供された機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し、又は廃棄すること。また、請負業務において受託者が作成した情報

についても、担当課からの指示に応じて適切に廃棄すること。

8 その他

当仕様書に記載のない事項が発生した場合は、発注者と受託者で協議の上、遂行すること。